



事法を指摘し、分業法の制定とともに、医師が調剤する場合は、医師自らの処方せんに対してのみこれを認めるとし、初めて病院薬剤師の権限をもって調剤をなし得るように、薬事法を改正させることに成功したという大きな功績がある。また病院薬剤師の給与改定が暗礁に乗り

上げた時、国会と人事院を相手に折衝を続け、等級と金額の両方のアップを実現させたという実績もあり、病院薬剤師にとってはなくてはならない重要人物であった。

選挙の結果、高野候補は355,201票を獲得、見事再選された。

独立前夜

日病薬は設立後5年が経ち、不破龍登代会長以下、役員 노력により会員数も徐々に増加し、全国組織としての基礎は固まりつつあった。一方、日薬の下部組織として発足した日病薬ではあったが、医薬分業を巡り、まず病院から院外処方せんを発行させたいとする日薬と、処方せん発行は薬剤師不在の開業医からと主張する日病薬側との意見の違いから、日病薬は日薬に対し組織の改革を要求、それが受け容れられない情勢から日薬から独立し社団法人化することを目指す動きとなっていった。

また、我が国の急速な経済成長による消費水準の上昇のなかで、病院勤務者のみを取り残されているという不満から全国各地で病院の労働争議が相次ぎ、東京女子医科大学病院では薬局勤務の薬剤師のほぼ全員が集団退職する事件が起こった。

昭和35年

薬事法改正問題

薬事法を改正すべきであるという声が挙がったのは昭和26年である。当時、医薬分業法ともいわれる「医師法、歯科医師法および薬事法の一部を改正する法律」が告示されたばかりの時であった。日薬は、この薬事法では医薬分業の完全実施はとてもおぼつかないと判断し、薬事法の問題点の検討を開始した。その後、日薬は厚生大臣に対して「薬事法改正に関する建議書」を提出した。そして、昭和34年に至り、ようやく薬事法改正の気運は動き始めた。薬事法改正といえば、病院薬局は薬局と称してはいても、医療法に定める調剤所ではない存在である(これは平成17年現在も変わらない)。この重要な問題を、この薬事法改正にあたり解決すべきであるという意見は日病薬にも当然あった。その意見を要望書として日薬をはじめ厚生省の関係方面に働きかけた。その骨子は以下の通りであった。

- ①病院薬局に関する規制は医療法ではなく薬事法で行うべきである。
- ②薬剤師のインターン制を取り入れること。
- ③病院薬剤師配置基準及び設備基準を抜本的に改善すべきである。
- ④病院の薬局を法的な薬局として認めること。

しかし、薬事審議会薬事制度調査特別部会ではこれら

の要望は全く取り上げられなかった。特別部会での審議の中心はもっぱら2号、3号業者問題、配置業者問題、卸業者問題にポイントが絞られて、いわゆるくすりの乱売対策に焦点が当てられ、乱売対策のための薬事法改正という色合いが強いものとなったのである。薬事法改正が取り上げられた時、厚生省も日薬も現行法は占領下に定められた法律であるから、医薬分業の完全実施の立場からも全面的に改正したいというものであった。しかし、終わってみれば開局薬局の既得権確保と強化だけとなり、病薬だけではなく、製薬企業をはじめ配置業者の間からも、この改正は見送りにしたほうがいい、という声まで挙がっていた。(薬事新報)

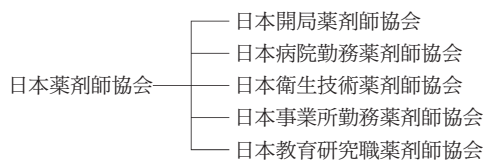
日薬の改組問題

このような一連の結果から、日薬に対する日病薬の不信感は募り、2月25日に開催された全国会長会議では、議長自ら「日薬は開局一辺倒のきらいがあり、病院薬剤師の問題を軽視する傾向が見られる。すでに一部には日薬改組、日薬脱退の声も挙がっている。今日の会議ではこの点を十分に話し合い今後の病薬のとるべき方向を決めたい」と発言している。

不破龍登代会長は「日薬には理事として理事会に出席して考えることは、全てが開局薬剤師中心で話しが進められ、病院薬剤師の立場から発言しても発言するだけで、採決となるといつもわれわれの立場は無視されている。

薬事法改正の際も資金協力は頼む、必ず次の医療法改正には病薬の意見をいれるからといいながら、その時になってみると処方せん発行問題1本でいこうと、病薬の意見は除外されてしまう。日薬は病薬に義務を強制するだけで権利を認めようとし「しない」と揆揅している。

日病薬の意見や主張を取り上げてもらうためには、日薬を職種別の団体の連合体として、それぞれの会員数に応じて代表する代議員を選出すべきである、という日薬を職種別連合体へと組織を改革することを提案している。日薬の新たな組織の具体案として、次のような連合体組織を提案している。



一方、日薬の高野一夫会長は「日病薬から日薬の改組について意見が出されている。この問題については、日薬側と日病薬側の代表で特別委員会を設けて、来年の代議員会までには結論を出したい」と考えを述べ、不破会長を委員長とする日薬定款改正特別委員会(改組委員会)を設置した。

しかし、第1回の改組委員会で、早くも日病薬が要望している職種部会別改組要求に対して都道府県薬剤師協会代表委員側より改組の必要はないと強い意見が出され、改組実現は難航し、翌年に持ち越しとなっている。日病薬側は、改組の主張が実現しない場合は、日病薬は日薬から独立しようという意見も出始めた。

昭和36年3月23日に開催された第15回日薬代議員会では、改組については委員会で継続審議となったが日薬代議員の大半はほとんど関心もなく、提案発言前に代議員席から「異議なし」の発言が飛び出し、場内は笑いに包まれるという有様で、ほとんど無視され継続審議という名のもとに、日病薬会員の切実な願いは棚上げされてしまったのであった。この職種別改組要求に対する日薬の態度が、日病薬社団法人化という独立運動へと日病薬を駆り立てることになった原因の一つでもある。

全国的に病院争議広がる

この年、東京都内の民間病院を中心に次々に労働争議が勃発し社会的に大きな波紋を広げた。1月9日の母子愛育会病院を皮切りに、結核予防会久我山病院、神谷病院、東京厚生年金病院、藤田病院、慶應義塾大学病院、西新井病院、厚生省療養所、救世軍清心療養園、東京女子医科大学病院の各病院が次々に争議を起し、ストライキに突入している。従来、病院は他の民間企業とは異なり、人の生命を預かる特殊なものであり、患者を放置

してストライキなどを起こしてはならないものという社会的通念があった。しかし、我が国の経済成長に伴う社会一般の消費水準が上がり、病院従事者は世間並みから大きく取り残されているという現実、看護婦の夜間勤務などの勤務体制の問題、一方、病院経営に関しては素人同然の医師がその実権を握っているという非近代的経営、さらには、総評などの労働組合組織がこれまで真空状態にあった病院労働者の組織化に手を伸ばし始めたという事情もあった。病薬会員のなかには、病院従業者の給与は社会常識からかけ離れて安い、特に薬剤師の給与はべらぼうに安い、ストライキが起こるのも当然であるという声もあった。団体交渉が決裂して、ストライキに入った病院は6件で、争議期間の最高は東京労災病院の110日、最低でも東京厚生年金病院の25日であった。

第二薬局問題

新潟大学医学部附属病院、信州大学医学部附属病院に続いて大阪大学医学部附属病院に第二薬局が設置された。この第二薬局問題に関して、日薬は記者会見を開き、第二薬局問題に関する基本的な態度を明らかにしている。それによると、「第二薬局は医薬分業という建前を否定することになるばかりか、今後の分業促進に大きな障害になる」としている。これに対して、日病薬側からはこうした日薬の態度は全く不可解として両者の意見は真っ向から対立している。

日薬側の基本的な態度としては、「医薬分業とは医師の処方せんにより薬剤師が調剤するという単なる技術的分離だけでは完全なものとはいえない。技術的分離とともに同一支配(経営)による経済上の弊害を防ぐことがより重要である」としている。このことは、すでに分業が完全に実施されている海外諸国でも明らかな歴史的事実であり、今、問題になっている国立大学病院の第二薬局は形式的には一応分離されているかに見えるが、その実、大学病院関係者の出資による団体によって設置されたものであり、医薬分業の本質に添うものとはいえない。また、第二薬局の設置理由として「未だ処方せん応需体制が整っていないというが、数千の薬局に対してわずかな処方せんしか発行されていない現状では受け入れ体制を求めることは困難である」と主張している。

一方、病薬側は、「日薬は技術的分離だけでは完全分業とはいえない。経営の分離による分業でなければならない」と言っているが、それは一般開業医に対して言うべきことであって、診療から投薬までの一貫した医療行為を行っている病院には当てはまらない。また、受け入れ態勢の問題については、「一般薬局の受け入れ態勢が整い次第、第二薬局は縮小化の方向をとる予定であり、第二薬局を永久に維持するつもりはない。今度の日薬の態度



はあまりにも第二薬局の実情を無視したもので、ただでさえ弱い立場の病院薬剤師を、これでもかといじめているような気がする」というものであった。こうして、第二薬局問題、医薬分業問題を巡って日薬と日病薬の溝は次第に深まっていったのである。

昭和36年

日薬、厚生大臣に国立病院より院外処方せん発行の要望

2月10日、日薬可児副会長ら代表5人は古井厚生大臣を訪ね、①医薬分業の実施促進、②政府所管の医療機関の処方せん発行への指導の2項目を申し入れた。日病薬は、「院外処方せんの発行はあくまで薬剤師のいない開業医からの処方せん発行を促進し、医薬分業の実をあげるべきだ」との見解をとっているだけに病院勤務薬剤師の声はまたもや無視されてしまった。

社団法人日本病院薬剤師会設立の決議

7月19日、北海道札幌・自治会館において開催された日病薬第9回代議員会は、最大の焦点である日薬改組について、日薬改組委員会より「日薬には歩み寄りの気配はない」と経過報告が行われ、代議員会では日薬の態度に不満の声が募った。そして、社団法人日本病院薬剤師会を設立し日薬から分離独立すべきであるという意見が議決され、日病薬は社団法人化への道を歩むことになった。

社団法人化を代議員会で決議はしたものの、その実現には困難な道のりが待っていた。まず、社団法人の認可を所管する厚生省は、かつて社団法人日本医師会と袂を分かった社団法人日本病院会の対立という前例から、日病薬が独立すれば日薬と対立する恐れがあるとの危惧から反対の意向を示していた。独立への道はまず、監督官庁の厚生省に対して事情を説明し納得してもらうことから始めなければならなかった。8月16日、不破龍登代会長以下日病薬代表3人は、厚生省に牛丸薬務局長らを訪ね、社団法人日本病院薬剤師会設立に協力を願いたい旨の陳情書を提出した。

■陳情書■

われわれ病院診療所に勤務する薬剤師は、その独自の職能を公衆衛生福祉の増進に寄与するため、既に昭和28年以来、日本病院薬剤師協会を結成して実際に活動し、現在全国に46の支部を有し、会員数4,145名の多きに達しています。しかし、われわれの素志を生かすためには更にこれを法人化し、社団法人としてその組織を確立強化する必要が痛感させられ、本年7月19日、札幌市における総会においてそのことが決議されました。近く正式にその手続きを取りたいと存じていますが、社団法人の結成には貴大臣の認可を必要としますので、

何卒、下記設立趣旨を諒承され認可して頂きたく陳情致します。

[趣意] 現今、薬剤師の職域は薬学の進歩と共にきわめて多岐多彩に分かれています。薬剤師の職能を公衆衛生福祉の増進に寄与させるためには、専門職能としての立場を表面化する機関が必要であります。現在これに類似する機関としては日本薬剤師協会がありますが、同会は会員として全国7万の薬剤師中わずかに2万を有するにすぎず、しかも、そのほとんどが開局薬剤師であるので、このような会員構成と同会発達の歴史的推移とからんで、その主張および行動はほとんど全く開局薬剤師の利害のみを中心としており、商業共同組合的性格すら帯びております。現在わが国医療の半ばを担当する病院診療所に勤務する薬剤師は、全国的にみて、その仕事の一端として薬剤師が行う調剤の大部分を担当し、その方面の専門分科たる薬剤学の進歩にも主力的役割を果たしております。このような病院診療所勤務薬剤師の職能は、薬剤師の職能中きわめて独自のものであって、到底、現日本薬剤師協会の理解し得るところではないことが、過去数年の経緯によって明らかとなりました。

諸外国の例に徴してもホスピタル・ファーマシーとしての立場はつとに認められ、米、英等においても独立して独自の立場で活動している状況です。このような状態にありますので、病院診療所勤務薬剤師の立場を直接端的に表明し、その独自の職能により公衆への奉仕を、直接かつ実態に即して行うために、日本病院薬剤師協会とは別に、社団法人として法人格をもつ団体を設立することが、社会に対しても、また、われわれ病院診療所に勤務する薬剤師にとっても必要であると考えます。

以上

昭和36年8月16日

日本病院薬剤師協会
会長 不破龍登代

(薬事新報第111号 昭和36年8月25日より転載)

医療懇談会委員選考問題

日病薬は8月26日、日薬高野一夫会長宛に医療懇談会委員選考担当理事の責任を迫る旨の申入書を手渡した。これは、先に厚生大臣の諮問機関として発足した医療懇談会の薬系委員2名の推薦に際し、日病薬としては最低1名は病院薬剤師を推薦願いたい旨を申し入れていたが、日薬はその申し入れを一方的に無視し、2名とも開局薬剤師を推薦したことに対して抗議したものである。これに対して日薬高野会長は、①日薬会長は懇談会委員の選考の権限を持っていること、②懇談会の委員は日薬特別委員会での結論を発言するため、開局側委員でもなんら問題はないこと、③日病薬の要望は聞いていない、と回答したことに対して、日病薬側は態度を硬化させ、今回の申し入れとなったものである。

日病薬は、診療報酬改定要望事項については直接発言

することはできないので、今後の方針として、仕方なく日薬の特別委員会を通して同懇談会に反映させることとし、それが反映できない場合は、厚生省に再度、社団法人認可を要請し、社団法人化を推進することに意見を統一することになった。

昭和37年

日薬改組問題に結論

日薬の定款改正委員会（改組委員会）において、日病薬側代表委員は「日本薬剤師協会は、開局薬剤師会、病院薬剤師会、薬業関係薬剤師会、衛生技術薬剤師会、教育研究機関薬剤師会の5職種部会を設け、理事および代議員数は、会員の職種ごとの員数に比例して選出する、副会長を複数制にして少なくとも1名は病院薬剤師とする」などの提案を行った。しかし、日薬執行部から定款をそのような趣旨に変更することには問題があると却下された。日病薬側は、次善の案として、理事、代議員を職種別会員数に比例して選出することを定款変更の際、附帯決議事項として採択することを申し入れた。

2月23日、日薬は第16回通常代議員会において定款変更を議決した。その際、定款改正特別委員会のなかで日病薬側から強く主張していた日薬の組織を変更し、職種別薬剤師会の連合体とする件は「職種部会：職種を同じくする会員は会長の許可を得て職種部会を組織することができる」というものになり、職種別薬剤師会の連合体とはほど遠いものとなった。さらに附帯決議としての申し入れは、下記の通り希望決議として追加されることになった。

日本薬剤師協会定款改正に関する希望決議

本委員会（定款改正委員会）は、本改正定款の運用に当たっては、左記の事項を要望する

- (1)副会長の選任は同一職域に偏することを避ける。
- (2)理事の指名はその職域を考慮し、適当に案分して指名する。
- (3)都道府県における代議員、予備代議員の選出は、定款第13条に基づく定数の範囲において職種を考慮して選出する。

以上の結果に対して不破龍登代会長は「一応、今回の定款には日病薬側の意見は盛り込まれたとみていいだろう。問題は今後にある。日薬執行部の誠意ある運用に期待したい」と述べているが、会員のなかにはこの改正を不満とするものもあり、今後の日薬の対応によっては、一気に社団法人化し日薬から独立せよとの突き上げが出てくる可能性をはらんでいた。

社団法人化への道

日薬組織改革、職種別連合体という日病薬の主張は実現しなかった。今後も病薬の意見や主張は、果たして日薬は取り上げてくれるのか、日病薬が病院診療所勤務薬剤師の意見や主張を行政や国会に反映させ、実現させるにはこれでいいのかという疑念から、日病薬は日薬から分離独立して社団法人日本病院薬剤師会としたほうがいいのではないか、という声次第に高まっていった。

しかし、日病薬の組織は社団法人というにはほど遠いものであった。独立した事務所はなく、薬事新報社の厚意により、その一室を都病薬と併用させてもらっているという現状。また専従職員は名目上1名いることにはなっているが、それも都病薬職員としての兼務でしかなく、法人化に必要な条件を満たしているとはいえない状況であった。この条件を満たすには会費値上げは必須条件であった。昭和37年当時、会費は年間200円であった。この問題を検討するために、4月5日、神奈川県横浜・神奈川県立労働会館で開催された第10回（正確には第8回）代議員会の提案を受けて、福澤壽理事を委員長とする社団法人化研究委員会を発足させた。

この社団法人化運動は、大方の会員は日薬との決別と捉えていたようであるが、不破龍登代会長は「日病薬の社団法人化は、日薬と離れて独立しようというのではなく、一個の人格を持つ意味での法人化である。日薬の下部組織である各県の薬剤師会でも法人化しているではないか。もちろん、日薬内部で日病薬の活動がスムーズに行えないような事態に至れば独立することもあり得るが…」と法人化、即日薬分離とする考え方を否定している。

昭和38年

東京女子医科大学病院薬局集団退職事件

東京女子医科大学病院薬局では、4月25日付をもって薬剤師14名が一斉に辞表を提出し退職するという事件が起こった。これは単に多数の退職者が出たという問題ではなく、勤務薬剤師全員が一斉退職という大きな事件であった。

事の起り方は、昭和35～36年にかけて全国的に続発した病院争議に端を発している。その年の給与改定に際し東京女子医大病院では、四年制理科系大学または薬系大学出身者の助手および中央検査室に勤務する者が15,250円に対して薬局勤務薬剤師は12,250円と、1ヵ月で3,000円の格差がつけられた。この格差に関して、理事者側は「その他の大学出身者の給与を高くし過ぎたので次回の改定時に格差をなくすから、薬剤師はしばらく我慢してくれ」ということであった。ところが、その後2年を経過し昭和37年の給与改定時に、薬局勤務薬剤師は医療技術職とし、医師およびその他の理科系大学出身者をすべ



て教育職とし、同一修業年限4年卒であるにもかかわらず、両者の間に、前にもまして大きな格差をつけたのである。薬剤師側から不満の申し入れに対して、理事者側は「薬剤師の地位は社会的に認められていないのだから、社会的に地位が向上したら、その時話に乗ろうじゃないか」という回答であったという。この回答に対して、薬剤師側は「これは東京女子医大病院の薬剤師だけの問題ではなく、薬剤師全体を軽視する問題である」と捉え、病院に薬剤師がいなくなればどのような事態になるかを病院当局に思い知らせるために、4月10日、個人の意志として18人中14人の薬剤師が辞表を提出し、25日付をもって退職した。

東京女子医大病院の労働組合委員長は「薬剤師の要望を聞き入れて事態の收拾を図るよう理事者側に申し入れを行ったが、理事者側は薬剤師は個々の自由意志によって辞表を出したのであって争議行為ではない。従って組合が介入すべき問題ではない、と組合との話し合いに応じようとはしない。薬剤師も辞表を出してしまえば自ら権利を放棄したことになる。職場にあって他の労働者や患者に実情を訴え支持を得てこそ成果を勝ち取ることができる。辞表を撤回してわれわれと共に闘争の戦列に加わるよう働きかけている」と語っている。

4月30日、森川利秋薬局長（日病薬理事）は「今回の事件の責任は病院側にある。自分も責任をとって辞表を提出するが、責任は病院に対してとるのではなく退職した薬剤師たちに対して十分なことができなかつたことに対して責任をとるのだ」と語り退職している。なお、この事件に対して日病薬不破龍登代会長は下記のような見解を表明している。

■会長見解■

東京女子医大の集団退職の件については、退職者の心情を察し、衷心より同情してやまない。同大学においては薬剤師の給与に関し、他の一般理科大学を卒業した職種と差別し、薬剤師が同じく大学を卒業し、特殊な責任のある業務を行っているにもかかわらず、不当な格差をつけた点について、同病院薬剤師は再三にわたり正当な抗議をしてきたのである。しかるに、その抗議が容れられなかったばかりでなく、かえって薬剤師を軽視した暴言にまでおよんだため、遂に今回の拳にでざるを得なかつたという。もし、これが事実とすれば、本会のもっとも遺憾とするところである。独立した責任を担っている薬剤師の職務を不当に軽視したものといわなければならない。

本会としては、本件発生後速かに都病薬との合同委員会を数回にわたり開き、慎重に協議した。とくに、本件の他におよぼす影響を考慮し、一切の軽卒な批判をさげ、善処方法を考究したが、何分にも辞表を提出し、それを大学側が受理した形となっている以上、遺憾ながら積極的行動をとり得なかつた次第である。

本会は、本会発足の信条にかんがみ、今回の貴重な体験を活

かし、会員各位にはその団結強化を願ってやまない。なお、退職された諸氏は、すでに会員各位の熱意あるご厚情の下に処を得た職場に就職されたことを付言する。

昭和38年8月4日

日本病院薬剤師協会会長 不破龍登代

昭和39年

社団法人化研究委員会の結論

昭和38年12月、社団法人化研究委員会は「社団法人化のための条件や手続き方法について研究し結論を得た。研究委員会は解散して、あとは日病薬執行部が法人化するかどうかの意志決定を待つだけになった」と理事会に報告した。それを受けた理事会は、在京理事による臨時理事会を開催し「法人化問題も煮つまった。残された問題は資金集めだけ」として、昭和39年度全国会長会議（＝地方連絡協議会）に議題として提出する運びとなった。

社団法人化実現のための最大の課題は全会員の意志と資金集めであった。社団法人化のために必要な資金としては、1,000万円と試算されている。これをどのようにして集めるか。すでに代議員会では社団法人化については議決してはいるが、果たして全国の会員が協力してくれるだろうか、という危惧があった。

基金1,000万円の内訳は、事務所の費用として権利金450万円、備品100万円、必要経費として、賃借料60万円、光熱費等25万円、専従職員賃金100万円等が計上され、最低1,000万円となった。

この基金募金案として、当時の会員数5,000名を対象に、会員一人あたり2,000円の拠出となり、その具体的方策として下記のような5案が示された。

第1案 3ヵ月に500円ずつ1年で完納

第2案 半年に500円ずつ2年で完納

第3案 毎月100円ずつ2年で完納

第4案 第1回1,000円、1年後500円、さらに1年後500円

第5案 第1回1,000円、1年後1,000円

代議員会では「社団法人として日薬から独立し独自の活動をすべきである」という意見で盛り上がりつつも、果たして全国津々浦々の会員すべてが同調し、この経済的負担を受け入れてくれるであろうかという懸念と「現状のままでは沈滞する一方だ。法人化して飛躍の転機とすべきである」という相反する意見が交錯していた。

また、認可を所管する厚生省当局は日薬との関係を懸念し、非公式ではあるが「日病薬は既存の日薬という組織の中で活動するのが本筋ではないか」という見解を示していた。

■全国会長会議の意見■

社団法人化に対する病薬の意見はどうであったか、全

国会長会議において、各病薬会長から順に意見を発表してもらったことになった。

- 北海道：日薬との関係、二重負担、メリットを示せ。一律2,000円出さなくてもいいのでは
- 青森県：法人化について納得のいく説明が欲しい。募金は第2案
- 岩手県：数年来、日薬の傘下にあつて職能部会で活動することにしている
- 宮城県：会費を100円値上げするのでも反対意見がある。募金は第2案
- 秋田県：募金は第1案。日薬との関係、事業計画を明確にしてもらわないと難しい
- 栃木県：県薬とは良い関係にある。2,000円は出すが、解散する時には返却してほしい
- 埼玉県：後で追加徴収しなければ2年間で2,000円は出せる
- 千葉県：1人2,000円の募金は設立だけに使われ、後の維持費が示されていない
- 神奈川県：趣意書が必要
- 東京都：日病薬と会長が併任であり、日病薬と同じ考えである
- 山梨県：まだ決定していない
- 新潟県：二重負担が問題。日病薬のPRが足りない
- 長野県：募金は第2案
- 富山県：募金は第2案
- 石川県：法人化したら何が良くなるのか、1,000万円だけで法人化できるのか
- 岐阜県：日薬と日病薬の二重負担になる
- 愛知県：役員は了解しているが、会員はなにが何でも2,000円出さなければならないのだと納得できれば出すだろう
- 三重県：法人化した後の日薬との関係が見えない。法人化した後は日薬は加入するが県薬は脱退する。募金は第2案
- 兵庫県：法人化についての理解不足。募金は負担が重すぎる
- 和歌山県：法人化の具体的な趣意書が欲しい。募金はまだ未定
- 大阪府：まとめて100万円集めるつもり、どうするかは委せて欲しい
- 岡山県：募金は第4案。お金がないと日薬にばかにされる
- 広島県：法人化は世間に認知される点で賛成。募金は必要なら男性会員だけで集める
- 愛媛県：二重負担の問題。募金は第5案
- 山口県：法人化したほうが活動しやすい理由を明確に示せ。募金は第5案
- 福岡県：法人化のメリットとは何か、募金は第5案

以上のような意見があり、不破龍登代会長は「皆さんの意見を十分尊重し社団法人化委員会に諮り審議し、代議員会に提案したい。要は社団法人化を目的とすると同

時に基金を募り、日病薬を大きく強い組織にすることにある」と結んでいる。

広報委員会の設置

1月25日に開催された全国会長会議・全体理事会合同会議において、大阪府病薬より「薬科大学および学生、病院関係者さらに日病薬会員自身に対する日病薬の情報提供のため、広報部を設置し広報活動を行うべきである。また現在は「薬事新報」が会誌の代行的機能をもって日病薬の活動状況を伝えてはいるが、日病薬の協力誌とはいえ「薬事新報」は商業誌であり全会員が購読しているわけではない。法人化問題等は会員全員に周知徹底し理解してもらう必要がある。全会員に情報を伝え、団結を強めるためにも会誌を発行すべきである。大阪府病薬ではOHPという府病薬ニュースを毎月発行している。経費の問題もあるが広告を掲載する等の措置により是非発行してもらいたい」との強い要望が提案された。

4月3日、東京平河町・日本都市センターにおいて第12回代議員会が開催され議題として提出された。同時に提案されていた広報委員会の設置が採択され、その広報委員会において具体的な検討を行うことが議決された。

日病薬ニュース発行

第12回代議員会の議決を受け新設された広報委員会は、8月10日、早速、日病薬誌の前身ともいえるべき「日病薬ニュース」第1号を発行した。創刊第1号の不破龍登代会長の挨拶を紹介する。

■日病薬ニュースの発刊に当たって■

本年4月の代議員会で可決された広報活動のための機関誌発刊については、新しく広報委員会を設け在京委員会を中心にいよいよ具体的活動を開始し、ここに創刊号が刊行された。会員諸賢の満足とまでゆかないにしても、とにかく一応軌道にのせられたことはご同慶に堪えない。年3～4回発行とし、緊急時には速報を出す方針である。しかしなんとといっても発行のための経費が問題である。会費値上げが本年度は見送りになった関係上、でき栄えその他の点で不満もあろうが、予算から割りだしてゆく以上、その点ご寛容、ご諒承願いたい。簡単ながら創行の挨拶とする。

昭和39年8月1日
会長 不破龍登代

「日病薬ニュース」の内容は、謄写版刷りのB5判のわずか8頁のものであったが、日病薬誌の誕生として歴史的なものであった。

初代広報委員は下記の通り。

委員長 久保 文苗 関東通信病院
副委員長 青木 大 大阪大学医学部附属病院



委 員	田口 英雄	厚生省
	正井 英一	国立大阪病院
	澤ノ井政美	大阪大学医学部附属病院
	浅田 洸	大阪厚生年金病院
	落合孝次郎	大阪市立池田病院
	田中 精二	日通東京病院
	松田 紀雄	関東労災病院
	國田 初男	日経新聞社診療所
	堀岡 正義	九州大学医学部附属病院
	稲村 栄一	札幌通信病院
	山川 節夫	電電公社診療所

謄写版刷りの「日病薬ニュース」ではあっても、第1号と第2号合わせて印刷代として99,000円、送料が10,170円かかっており、当時年会費200円の日病薬の財政からみて相当の負担であり、会誌発行、社団法人化へ向けての活動のために、会費を一挙2倍の400円へ値上げすることが次期代議員会の重要議題となった。

この「日病薬ニュース」はその後、昭和39年12月10日第2号、昭和40年3月10日第3号が発刊され、昭和40年11月25日、その名も「日本病院薬剤師会々誌」第1巻第1号へと発展的に継承されていくことになる。

成長期

昭和40年代の日病薬はようやく自前の会誌を発行、会費も2倍に値上げして活動の幅を広げていった時期である。会員の日病薬に対する認識も次第に強まり、病院診療所勤務薬剤師としての仲間意識も芽生え団結力も徐々に強くなり、やがて独立した社団法人へと発展していく成長期にあたる。

昭和40年

日薬職種部会承認される

昭和39年11月27日の日薬理事会で、かねてより日病薬が要望していた職種部会が承認され、病院診療所勤務者職種部会の設置が認められた。構成員は下記の通り。
(敬称略)

部会長	掛見喜一郎	京都大学医学部附属病院
副部会長	櫻井 喜一	横浜市立大学医学部附属病院
	久保 文苗	関東通信病院
	上野 高正	国家公務員共済組合連合会虎の門病院
幹 事	中野久壽雄	国立第一病院
	幸保 文治	日本大学医学部附属板橋病院
	松田 紀雄	関東労災病院
	伊藤 誠二	東京厚生年金病院
	水野 謹爾	日本赤十字社中央病院
	宮田 栄子	都立大塚病院
	正井 英一	国立大阪病院
	川邑年四郎	大阪市立大学医学部附属病院
	里村 高次	市立札幌病院
	清水 龍夫	大分県立病院

月に関東、関西の2地域で、テーマ「医薬品の評価」として研修会を開催することを決めた。

当時の国家公務員薬剤師の給与

給与勧告をめぐる

久保文苗（日薬勤務者待遇改善事業担当理事）

例年行われる人事院総裁から衆参両院議長並びに内閣総理大臣に対する給与勧告は本年も8月13日に行われた。この勧告といわれるものは、正しくは一般職の職員の給与についての報告と、その改定についての勧告との2部からなっているものであって、国家公務員法第28条および一般職の職員の給与に関する法律第2条の規定に基づいてなされるものである。以下そのうちで病院・診療所勤務薬剤師に関係のある部分について、ごく簡単に紹介する。

	(39年)	(40年)	(対前年比)
薬剤師	19,108円	21,741円	113.8%
医師	31,680円	38,855円	122.6%
看護婦	16,769円	18,870円	112.5%
事務員(大学卒)	20,067円	21,984円	109.6%

このうち特に医師との較差、伸び率の低いこと、絶対額が大学卒事務員以下であることなどに注目されたい。

8月10日、職種部会は在京幹事会を開催し、10月と11